

景観に配慮した板塀や看板、生けがきの設置も助成します

美しい景観の創出に寄与する高山の景観にふさわしい板塀や看板、生けがきの設置費用を助成します。

看板の場合

助成要件

- 高山の景観にふさわしい看板の設置、またはふさわしくない看板の撤去

助成額

1カ所あたり最大18万円（助成率1/3）

※中心市街地内については助成率が2/3になります。

生けがきなどの場合

助成要件

- ◆ 生けがき
 - 都市計画区域内で公衆用道路に面した部分および当該道路から眺めることができる部分に設置するもの

助成額

1カ所あたり最大1万8千円（助成率1/3）

※市街地景観保存区域については1カ所あたり最大18万円（助成率2/3）になります。

高木

助成要件

- 5年以上活用できるもの
- 植栽する樹木はカイヅカイブキ以外の樹種であること

助成額

1カ所あたり最大30万円（助成率1/3）

※市街地景観保存区域については1.8倍あたり10万円、1カ所あたり最大60万円（助成率2/3）になります。

公衆用道路に面する部分に植栽する高木

助成要件

- おおむね高さ3メートル以上のもの
- 5年以上活用できるもの
- 植栽する樹木はカイヅカイブキ以外の樹種であること

助成額

1カ所あたり最大9万円（助成率1/3）

※市街地景観保存区域については1カ所あたり最大18万円（助成率2/3）になります。

高木

助成要件

- 1本あたり最大1万8千円（助成率1/3）

助成額

1カ所あたり最大1万8千円（助成率1/3）

※市街地景観保存区域については1カ所あたり最大18万円（助成率2/3）になります。

申込先	都市整備課
問合せ先	☎35-3159
問合先	景観形成 1003986
広報ID	看板 1003990
	緑化 1003997

美しい景観の創出も支援します

サービス付き高齢者向け住宅を新築した場合は固定資産税が減額に

問合せ先 税務課 ☎35-3627

平成27年3月に地方税法が改正され、国が一律に定めていた地方税の特例措置を市町村が独自に判断し、条例で決定できる仕組みが導入されています。

市では、市税条例を改正し、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税についての減額割合を次のとおり決めました。

平成29年3月31日までに新築された住宅 固定資産税の税額を5年間、1/3に減額

サービス付き高齢者向け住宅とは…

高齢者単身・夫婦が安心して居住できる賃貸住宅のことで、バリアフリー構造を備え、ケアの専門家による見守りサービスなどが提供される住まいです。

減額される住宅の要件

- 「高齢者の居住の安定確保に関する法律」第7条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け賃貸住宅であること
- 戸数が5戸以上で1戸あたりの住宅部分の床面積が30㎡～280㎡であること
- 国や市町村から建設費の助成を受けていること ほか